

船橋市原子爆弾被爆者健康診断実施要領

(目的)

第1条 この要領は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく健康診断の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(健康診断の種類及び検査項目)

第2条 健康診断の種類及び検査項目は次のとおりとする。

(1) 一般検査（一般検診）

- ア 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査
- イ CRP 検査
- ウ 血球数計算
- エ 血色素検査
- オ 尿検査
- カ 血圧測定
- キ AST、ALT 及び γ -GTP 検査による肝臓機能検査
- ク ヘモグロビン A1c 検査

ただし、キ及びクに掲げる検査は、医師が必要と認める場合に限り行うものとする。

(2) 一般検査（がん検診）

- ア 胃がん検診のための問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査
- イ 肺がん検診のための問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
- ウ 乳がん検診のための問診、視診、触診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）
- エ 子宮がん検診のための問診、視診、内診、子宮頸部及び子宮体部の細胞診並びにコルポスコープ検査
- オ 大腸がん検診のための問診及び便潜血検査
- カ 多発性骨髄腫検診のための問診及び血清蛋白分画検査

(3) 精密検査（一般検査の結果、更に精密な検査を必要とする者に限る。）

- ア 骨髄造血像検査等の血液の検査
- イ 肝臓機能検査等の内臓の検査
- ウ 関節機能検査等の運動器の検査
- エ 眼底検査等の視器の検査
- オ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
- カ その他必要な検査

(実施方法及び回数)

第3条 被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証所持者については、船橋市保健所長（以下「保健所長」という。）が年2回期日と場所を指定し実施するものと、被爆者の申請により年2回を限度として原子爆弾被爆者健康診断一般検査医療機関（以下「一般検査医療機

関」という。)において実施するものとの2種類とする。

- 2 前項の一般検査医療機関で実施する2回のうち、1回を第2条(2)のがん検診に代えることができる。この場合の検査機関は原子爆弾被爆者健康診断がん検診医療機関(以下「がん検診医療機関」という。)で実施するものとする。
- 3 第二種健康診断受診者証所持者については、被爆者の申請により、年1回を限度として一般検査医療機関において実施するものとする。
- 4 一般検査の結果、更に精密な検査を必要とする者について、精密検査を原子爆弾被爆者健康診断精密検査医療機関(以下「精密検査医療機関」という。)において実施するものとする。

(受診方法)

第4条 被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証所持者については、保健所長からの健康診断の実施の通知に基づき受診するものとする。

- 2 前項の場合以外に受診を希望するときは、一般検査医療機関及びがん検診医療機関に受診申請書(様式第1号)を提出して受診するものとする。
- 3 第二種健康診断受診者証所持者が受診を希望するときは、一般検査医療機関に受診申請書を提出して受診するものとする。
- 4 被爆者は、受診するにあたって、被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証を提出しなければならない。

(健康診断の業務)

第5条 保健所長は、一般検査を毎年度7月及び2月に期日及び場所を指定して実施するものとする。

- 2 保健所長は、前項の一般検査を実施するときは被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証所持者に対し通知するものとする。
- 3 保健所長は、一般検査を実施した結果を健康診断個人票(一般検査用)(様式第2号)に記載し、5年間保存するものとする。
- 4 保健所長は、一般検査医療機関が健康診断個人票(一般検査用)(様式第2号)及び健康診断個人票(第二種健康診断受診者・一般検査用)(様式第3号)に記載し送付された検査結果を5年間保存するものとする。
- 5 保健所長は、がん検診医療機関が健康診断個人票(一般検査(がん検診)用)(様式第4号)に記載し送付された検査結果を5年間保存するものとする。
- 6 保健所長は、市で行う一般検査の結果、必要があると認めるときは、精密検査医療機関における精密検査の受診等の指導を行うものとする。
- 7 保健所長は、精密検査医療機関が健康診断個人票(精密検査用)(様式第5号)に記載し送付された検査結果を5年間保存するものとする。

(委託医療機関の業務)

第6条 一般検査医療機関、がん検診医療機関及び精密検査医療機関は原子爆弾被爆者の健康診断（一般検査）及び健康診断（精密検査）委託契約書に基づき業務を行うものとする。

(その他)

第7条 健康診断に関し、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。